

相続のQ&A 第12回「子供同士で相続分を決められますか？」

Q 先日、父が亡くなり（母は既に亡くなっている）、父の財産について、私とほかの兄弟2人を合わせた子ども3人で相続することになりました。父は生前、自宅建物とその土地を所有していました。父は私たちに遺言を残していないため、父の財産を、私を含む相続人3人で話し合って分配したいと思うのですが、可能でしょうか？

A 兄弟3人全員の話し合いにより、相続分の分配を決めることができます。

（解説）

民法では、被相続人（亡くなった人をいいます。）が、遺言等により相続分を指定している場合には、相続人は、原則として指定された相続分に従い財産を分配することとし、また、被相続人が遺言を作成していない場合には、法定相続分（今回の場合は、相続人が兄弟のみであるので、それぞれ3分の1ずつ相続）により相続することとしています。

しかし、法定相続分に基づき財産を3人による共有名義とした場合、3人で一つのものを持つこととなり、各人が思いどおりに処分することができなくなることや、3人の共有名義とした財産を売るときに手続きが煩雑になることなどの不都合が生じてしまうおそれがあります。

そこで、民法第907条では、「共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。」と規定し、相続人間の話し合いにより相続分の分配を決めることができます。この話し合いのことを「遺産分割協議」といいます。

あなたのケースでは、相続人である子ども3人全員で、遺産分割の協議を行い、誰が何を相続するのかを合意により決めることができます。

※「法定相続分」については、第9回「相続分とはなんですか？」（平成28年2月号）を参考にしてください。

※次回は、第13回「相続登記の手続きについて」をテーマにご案内いたします。

ご不明な点は、旭川地方法務局までお問い合わせください。

☎0166-38-1111又はホームページは「旭川地方法務局」で検索。

平成28年度後期技能検定受検者募集

○受付期間 平成28年10月3日（月）～14日（金）

○受検資格

特 級 1級又は単一級取得後5年以上の実務経験を有する方

1 級 7年以上または、2級取得後2年以上の実務経験を有する方

単一等級 3年以上の実務経験を有する方

2 級 2年以上の実務経験を有する方、または3級取得者

3 級 検定職種従事者または、該当する科目で職業訓練・高等学校・短期大学・大学・各種（専修）学校（厚生労働大臣指定に限る）の在校生を含む

○実施職種 機械保全、配管、鉄筋施工、建築大工など

○その他 経験年数の短縮・免除及び実施職種、受検手数料など詳しいことは当協会までお問い合わせ下さい。

申 込 先

滝川市流通団地3丁目6番23号 中空知地域職業訓練センター内

空知地方技能訓練協会 TEL0125-24-1880/FAX0125-23-5261 または地元技能協会